

自動つみたて定期預金（チャンス）規定

1.（預金の預入れ等）

- (1) この預金の預入れは、1口500円以上とし自動振替の方法により預入れるものとします。自動振替による預入れの場合の振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは別に定める自動振替規定によります。
- (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類により、当店（口座開設店のことをいいます。以下同様とします。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（預金の種類・継続の方法等）

- (1) 各預入または継続の都度あらかじめ指定された種類の自動継続期日指定定期預金（通帳に記載いたします。）を作成し、この預金に預入れます。
- (2) 第1条第1項の別に提出された所定の書面に記載された自動振替による預入れの場合の振替日に、預入期間が1年以上の期日指定定期預金の合計額が当金庫所定の金額以上の場合には、これらの預金は満期日が到来したものとし、あらかじめ指定をうけた方法により、元利金合計額をもって自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
この場合、当金庫所定の預入単位に満たない場合は、これらの預金の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金に継続します
- (3) この預金は最長預入期限に自動的に期日指定定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (4) この預金は、最長預入期限に前営業日の指定預金口座の最終残高を確認のうえ、第1条第1項の別に提出された所定の書面に記載された金額まで自動解約し、その元利金を指定口座へ入金します。なお同一日に複数の定期預金がある場合は、1口ごとに当金庫所定の順序により取扱います。

4.（支払時期等）

- (1) 各別の定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。この継続停止の申出は満期日までに行ってください。
- (2) 各別の定期預金は預入日（継続日を含みます。）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください（但し、その口の残りの金額は1万円以上とします。）。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

5.（利息）

- (1) この預金口座の各別の定期預金の利息は、次のとおり取扱います。
 - ① 利息は、預入日（継続日を含みます。）から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - a. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預入日（継続日を含みます。）現在における当金庫所定の「2年未満」利率
 - b. 預入日（継続日を含みます。）から満期日までの期間が2年以上の場合、通帳記載の利率。
 - ② 利息は、あらかじめ指定をうけた預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その満期日に支払います。
- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により

変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(3) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項、第4項イ、ロのAからFおよびハのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項、第4項イ、ロのAからFまたはハのAからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合および一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

(4) 前2項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

イ. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

ロ. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他ロ. AからEに準ずる者

ハ. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他ハ. AからDに準ずる行為

(5) 前2項によりこの預金が解約され預金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この通帳とともに）当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

この口座が老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等によりその非課税貯蓄限度を超過する場合には次の通り取扱いします。

- (1) 自動振替による預入れにより、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、定期預金の作成は行ないません。
- (2) 第3条、第5条に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、あらかじめ指定をうけた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

9. (通帳の記帳方法)

「お預り残高」欄には、受入日または記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額をご記帳いたします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

13. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに当金庫所定の書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに当金庫所定の書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書、又は預金証書に届出印を押印して通帳、預金証書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項やその他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上